

防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業短期集中予防型に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

令和 2 年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号事業に係る通所型サービスのうち、短期集中予防型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(事業の一般原則)

第 2 条 短期集中予防型サービスを行う事業者（以下「事業者」という。）は、短期集中予防型サービスの利用者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(事業の目的と基本方針)

第 3 条 短期集中予防型サービスの事業は、疾病等で生活機能が低下した高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく普通に暮らせる幸せを持ち続けられることを目的に、単に利用者の一時的な運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等だけを目的とするものではなく、サービスの利用終了後においても、自宅で心身機能の改善等が維持・継続できるよう、次の各号の実現に向けて取り組まなければならない。

(1) セルフマネジメントにより自信を持って生活することを可能にすること

(2) アセスメントで突きとめた生活の不安の原因を解消すること

(3) プログラム終了後の地域資源への移行を支援すること

2 事業者は、利用者とのコミュニケーションを十分に図り、利用者が主体的にサービスに参加するような働きかけに努める必要があるため、別表 1 の基本方針によりサービスの提供に当たらなければならない。

3 事業者は、必要に応じて一般介護予防事業の地域リハビリテーション活動支援事業を活用しサービスの提供に当たるよう努めなければならない。

(提供回数)

第 4 条 短期集中予防型サービスの提供回数は、1 クール 1 2 回とする。ただし、1 2 回の利用で防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号介護予防支援事業に関する基準(令和元年 9 月 1 8 日制定)第 3 条に定める幸せます状態(以下、「幸せます状態」という。)にならない場合、利用回数を増やすことで確実に幸せます状態となることが認められる場合は、ケアプランの変更をもって 1 クールを 2 4 回まで利用することができる。なお、状態像の大きな変更がある場合を除き、利用者がサービスを利用できるのは 1 クールのみとする。

2 事業者は、必要に応じて利用者の自宅を訪問し、生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する指導が実施できることとし、その実施回数は、前項の回数とは別に 2 回実施できる。

(実施プログラム)

第 5 条 事業者は、第 3 条の基本方針に従い、次の各号のプログラムを利用者の心身の状況や個人因子及び環境因子に応じて実施する。

(1) 社会参加プログラム

(2) I A D L プログラム

(3) 介護予防教育プログラム

(4) 運動機能向上プログラム

(5) 口腔機能向上、栄養改善プログラム

(6) 生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する助言

(7) その他、リハビリテーションに資する運動等

- 2 前項第4号のプログラムの提供に当たっては、単にスポーツ活動を行うものではなく、利用者が個人として自宅で継続して取り組むことができるような、ストレッチ、バランス運動、筋力向上運動、機能的運動等を組み合わせたプログラムとする。
- 3 第1項第5号の口腔機能向上プログラムは、少なくとも1回以上提供するものとする。
- 4 第1項第5号の栄養改善プログラムは、少なくとも2回以上提供するものとする。
- 5 事業者は、必要に応じて利用者を送迎しなければならない。

(短期集中予防型サービスの従業者の員数)

第6条 事業者が当該事業所ごとに置くべき従業者の員数は、管理者1名及び専ら当該サービスの提供に当たる従事者が1人以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては専ら当該サービスに当たる従事者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数とする。

- 2 前項の従事者は、健康運動指導士、健康運動実践指導者、理学療法士又は作業療法士等の運動器の能力向上の業務を実施するにあたり、経験及び専門的知識を有すると認められる者とする。
- 3 前条第1項第5号の口腔機能向上プログラムを実施する日においては、専従の言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員(看護師または准看護師)を1人以上配置しなくてはならない。
- 4 前条第1項第5号の栄養改善プログラムを実施する日においては、専従の従事者を1人以上配置しなくてはならない。
- 5 事業者が、指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、短期集中予防型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)又は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4

号)附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなお効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する人員に関する基準についても満たさなければならない。

(管理者)

第6条の2 事業者は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を同一空間で提供される他の通所サービスの職務に従事させることができるものとする。

(設備に関する基準)

第7条 短期集中予防型サービスの実施に係る設備基準は、利用者の運動プログラムの実施を妨げない広さとして、利用者数に3㎡を乗じた面積以上を有することのほか、短期集中予防型サービスを提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 事業者が、指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、短期集中予防型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準又は指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準についても満たさなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 事業者は、短期集中予防型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は総合事業対象者認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 事業者は、短期集中予防型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。))等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第10条 事業者は、短期集中予防型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、短期集中予防型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第11条 事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画に沿った短期集中予防型サービスを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第12条 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(個別サービス計画の作成)

第13条 短期集中予防型サービスを提供する事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況、希望及び居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価のために実施するリハビリテーション専門職及び地域包括支援センターの職員による訪問調査及びアセスメントの結果を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービス個別サービ

ス計画を作成するものとする。

(サービスの提供の記録)

- 第 1 4 条 事業者は、短期集中予防型サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 事業者は、短期集中予防型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料)

- 第 1 5 条 事業者は、短期集中予防型サービスを提供した際に、その利用者から、当該サービスに係る費用の支払を受けないものとする。
- 2 事業者は、当該サービスに係る費用のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、短期集中予防型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第 16 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期集中予防型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した短期集中予防型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第 17 条 事業者は、短期集中予防型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに短期集中予防型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業費支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 18 条 事業者は、現に短期集中予防型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第 19 条 事業者は、利用定員を超えて短期集中予防型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 20 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 21 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又

は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第 2 2 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第 2 3 条 事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 2 4 条 事業者は、提供した短期集中予防型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 事業者は、提供した短期集中予防型サービスに関し、法第 1 1 5 条の 4 5 の 7 の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は

助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した短期集中予防型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第 25 条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した短期集中予防型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、防府市が実施するリハビリテーション専門職の同行訪問アセスメント事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 26 条 事業者は、利用者に対する短期集中予防型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族又は当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する短期集中予防型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第 27 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する短期集中予防型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第 1 号及び第 3 号から第 5 号までにあつては 2 年間、第 2 号にあつては 5 年間保存しなければならない。

(1) 通所型サービス個別サービス計画

(2) 第 13 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 17 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 24 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 26 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 28 条 事業者は、当該短期集中予防型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に短期集中予防型サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の 1 月以内前に当該短期集中予防型サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該短期集中予防型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の通所型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、短期集中予防型サービスの基準に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 (サービス提供の基本方針)

サービス提供の原則	方法
計画的なサービス	サービスは、利用者の介護予防に資するよう、の目標を設定し、計画的に行わなければならない。
利用者視点	利用者の生活歴や習慣、趣味や性格などの背景目し、利用者が日常生活を送るうえで、何をとしているか、何を求めているのかなどを一緒に、利用者の立場にたって、それを理解しながらサービスを提供しなければならない。
強みへの着目	利用者の問題点ばかりに目を向けず、何がでのか、どんな才能があるのか等、利用者の強みに向け、十分な対話を行わなければならない。
アセットの有効利用	利用者が有する能力、知識、技術等や利用者りまく人、地域資源等、利用者の周囲に存在するらゆるものが利用者を活性化させる資源 (アト) と考え、それらを活用することを意識し、を行わなければならない。
コミュニティの活用	利用者の普通の暮らしがコミュニティの中にもものと考え、利用者のニーズや信念、価値観をにし、コミュニティへのつながりや役割を担うを通じて、普通の暮らしが継続できるように心なければならない。
多職種協働	利用者の目的を達成するために、多職種の協よりサービスを提供しなければならない。